

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

四日市市立高花平小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこうとする取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「高花平小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 学校の役割

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安全・安心に生活できる学校づくりを行います。
- (2) 児童が主体となっていじめを許さない環境づくりを進めるため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) いじめを絶対に許さず、いじめを受けた児童を守り抜くとともに、いじめが繰り返されることのないように組織的に対応します。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケート(学期に1回以上)や個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努めます。

2 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

- (1) 「授業づくり」においては、
 - ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「なかまづくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

笹川中学校区学びの一体化の取組の一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「なかまづくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組として位置づけ、児童会が中心となって、いじめを許さない学校づくりを推進します。

3 いじめ防止啓発

(1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

② 「いじめが起こった場合のフロー図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚(学校関係者編)」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。

(3) いじめに関するリーフレット等を活用し、保護者と学校がともにいじめ問題について考える機会とします。

(4) 国立教育政策研究所作成等のいじめ関係資料を使って、いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する(「学校と警察等との連携」)を有効活用します。

(5) 代表委員による「生活目標」の取組や「いじめ防止強化月間」の取組等でいじめについて考える機会を持ち、全校で意識の高揚を図ります。

(6) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話(059-354-8169)」(教育委員会)

「いじめ相談メール(y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」

「不登校や発達障害に関する相談電話(059-354-8285)」(教育委員会)

② 「青少年とその家庭の悩み相談電話(059-352-4188)」(子ども未来部)

③ 「人権に関する相談電話(059-354-8610)」(人権センター)

④ 「被害少年の悩み、問題行動等(059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)

⑤ 「児童虐待、不登校、養育等(059-347-2030)」(北勢児童相談所)

⑥ 文部科学省24時間子ども SOSダイヤル(0570-0-78310)(全国共通)

⑦ SNS 相談アプリ・いじめ予防教育(STANDBY)

4 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識をもって、早い段階から当該児童や保護者との確かな関わりをもち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

(1) 日常的な取組

- ①教職員による日常的な児童との対話や観察、「心の天気」による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。
- ②いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。

(2) 児童に、「学校生活アンケート」を年間3回(每学期)実施し、いじめの状況を把握しています。

(3) 児童に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

(4) 教育相談を実施しています。

- ①「学校生活アンケート」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を每学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- ②「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。

(6) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。また、学校はメディア・リテラシーに関する教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

5 いじめ事案に対する対応

(1) いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

- (2) いじめを受けた児童に対しては、学校が主体となって事情や心情を聴取し、状態に合わせた継続的なケアを行います。いじめを行った児童に対しては、学校が主体となって事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- (3) 上記の対応について、教職員全員の共通理解を図ります。また、必要に応じて保護者の協力のもと、関係機関・専門機関・SC・SSW・SLなどの専門家と連携し、「チーム学校」として、組織的に対応します。
- (4) いじめが、暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる場合などは、早期に警察に相談します。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、いじめを受けた児童や保護者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応します。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第一報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) いじめに係る行為が止んで相当期間継続している（少なくとも3か月）ことや、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談等で確認した上で解消します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、生活指導部長、教務、教育相談担当、各学年部代表（生活指導部員）、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員への参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、生活指導部長、各学年部生活指導部担当です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

(3) 「いじめ対策会議」を行っています。

教育相談と学校生活アンケート実施後、各学年部で情報交換を行い、気になる児童の様子について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

出た意見を「学校いじめ防止対策委員会」で報告し、協議します。

(4) 「気になる様子の児童の情報交換」を行っています。

① 毎日の打ち合わせで「児童の情報交換」の時間を設定しています。

普段の何気ない様子や気になることを出し合い、必要な場合は、学年部や生活指導部も入って対応します。

② 全教職員で校内の児童の様子について情報交換し、児童への指導について共通理解を図っています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

(1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働しています。

(2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。

(3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。

(4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者の役割

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない環境づくりをお願いします。

教育基本法(第10条)にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

(1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

(2) こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。

(3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または連絡してください。

(4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処をしてください。

2 こどもの役割

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めましょう。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことができるようにしましょう。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図っていきます。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 四郷地区交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図っていきます。

- (1) 人権センター
- (2) 市民生活課多文化共生推進室
- (3) 男女共同参画課
- (4) こども家庭センター
- (5) こども未来課青少年育成室
- (6) 北勢児童相談所
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 四日市市 PTA 連絡協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の発生と調査（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) 重大事態の意味

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携しながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時とは、例えば、

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースを想定しています。また、いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合にも、重大事態として扱います。

(2) 調査を行うための組織

学校または教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

(3) 調査の実施

①いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

本人から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員からも質問紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、いじめを受けた児童を守ることを最優先とした調査を実施します。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、本人の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

②いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、速やかに今後の調査について協議し、調査に着手します。

(4) 調査結果の提供及び報告・公表

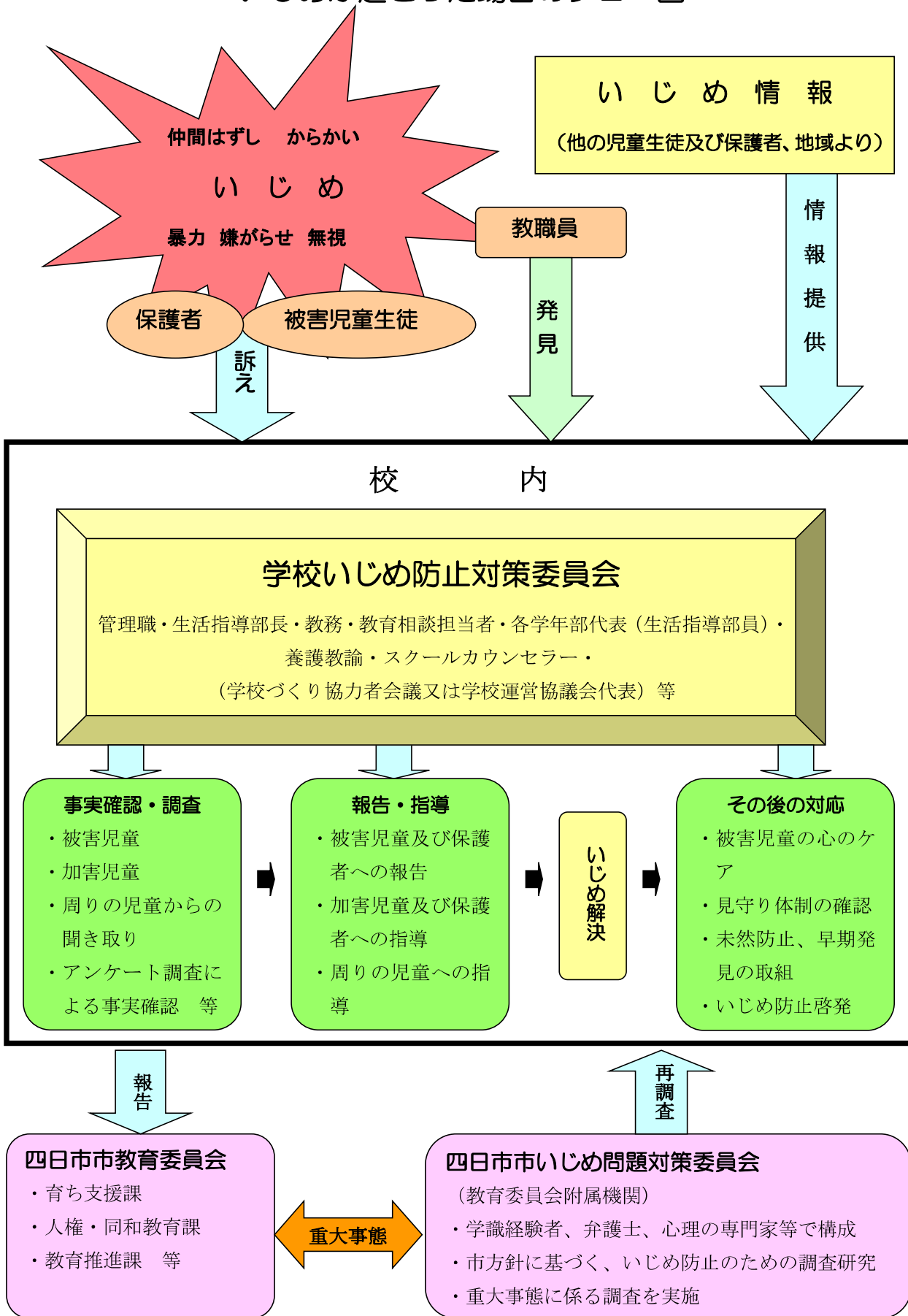
①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。これらの情報の提供に当たっては、学校または教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

②調査結果の報告・公表

調査結果について、学校は教育委員会に報告します。事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・保護者の意向、公表することによる児童への影響等を総合的に勘案して適切に判断します。

いじめが起こった場合のフロー図



学校いじめ防止対策年間計画 (高花平小2026)

□:教師の活動 ○:児童の活動 ◇:保護者の活動

学期	月	取組内容 (例)	指導のポイント
1 学 期	4	□:学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ □:指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【学校いじめ防止対策委員会・職員会議】 □・○:学級開き(人間関係づくり・学級のルールづくり) 【始業式・学級活動】 □・◇:保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【学校ホームページ】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取組む姿勢を児童や保護者に示す。
	5	□・○:Q-U調査の実施と活用,分析と共通理解 【学級活動】 □・○:教育相談の実施 ○:生活目標をもとにした話し合い活動 【学級活動】	・生活目標をもとに、学級づくりにつながる話し合いをもつ。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
	6	□・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 【学級活動】 ○:話し合い活動『学級の課題について』 【児童会活動・学級活動】 □・○:校外学習活動(自然教室等)をととした人間関係【学年部会】 【学年・学級活動】	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。 ・班編成等、児童の活動の場面に留意が必要である。
	7	□・○:話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □:1学期の生活指導の振り返り 【職員会議】	・1学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生活指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
	8	□:いじめや教育相談等に係る研修会への参加 【夏季研修会等】 □:なかまづくり研修会 【校内研修会】	・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。 ・「なかまづくり研修会」で全校児童の様子について情報交換・共通理解し、2学期以降の指導にいかしていく。
2 学 期	9	□・○:学校行事(運動会)をととした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】 □:夏休み明け児童の様子把握 □・○:いじめ調査<市教委>の実施と活用 【学級活動】	・行事に向けて、活動中の児童の様子に十分気を配る。 ・夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡)
	10	○:話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】 □・○:教育相談の実施 □・○:Q-U調査の実施と活用,分析と共通理解 【学級活動】	・2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
	11	□・○:校外学習活動(修学旅行等)をととした人間関係【学年部会】 【学年・学級活動】 □・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】	・班編成等、児童の活動の場面に留意が必要である。 ・2学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。
	12	□・○:話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □:2学期の生活指導の振り返り 【職員会議】 □:なかまづくり研修会 【校内研修会】	・2学期を振り返り、児童指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。 ・児童・保護者の意見を聞き、点検活動につなげる。 ・「なかまづくり研修会」で全校児童の様子について情報交換・共通理解し、2学期以降の指導にいかしていく。
3 学 期	1	□:冬休み明け児童の様子把握 □・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施	・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・様子の変化については、教師間で共通理解を図る。
	2	○:話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。
	3	□・○:話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】 □:指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □:指導方針及び指導計画の点検と送り 【学校いじめ防止対策委員会・職員会議】 □:中学校区連絡会の実施	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。

※毎月、特支・登サボ委員会を行い、情報交換を行う